

## M. ランドスキの音楽政策（1966-77年）再考

— 音楽問題国家検討委員会（1962-64年）とフランスの音楽教育・普及政策より —

田崎直美

キーワード：フランス、音楽、政策、文化省、教育

### 1. はじめに

フランスにおいて国家が音楽分野を自律的に捉えた上で関連機関全体を包括する公共政策に取り組んだのは、文化問題省 *Ministère des Affaires culturelles*（1959年7月24日設立、以下「文化省」）内での「音楽課 *Service de la musique*」設立（1966年）以降とされる（DURNEY 2001 (b) : 453）。文化省は1967年10月25日に、1) 教育の優先、2) 音楽活動の質と普及の追究、3) 音楽推進・普及の地方分権化、そして4) 初演への援助、という「音楽組織再編の基本原則」を公表する。そして1969年に、音楽課による具体的な行動計画として「フランスの音楽構造組織のための10か年計画 *Plan de dix ans pour l'organisation des structures musicales françaises*」（以下、「10か年計画」）を公布した<sup>1)</sup>。この「10か年計画」は、「最終的には計画地区ごとに「音楽地域圏 *régions musicales*」を組織して、それぞれが独自の地方音楽院、地方オーケストラ、地方歌劇場、地域推進団体 *animation régional* を持つ」ことを目指し、ミッテラン政権成立（1981年）以降に顕著となる国内外のフランス音楽文化促進の基盤を形成した。

この音楽課の初代責任者は、作曲家のマルセル・ランドスキ（LANDOWSKI, Marcel: 在任1966-74年）である。彼は著作のなかで自らの就任の経緯について、要約すると次のように記している。

ラジオやレコードの普及により、フランスでは生演奏での音楽活動が急速に衰退し、音楽家の失業をはじめ様々な問題が表面化してきた。このため当時の文化大臣アンドレ・マルロー（MALRAUX, André: 在任1959-69年）は、文化省の「演劇・音楽・文化活動部 *Direction du théâtre, de la musique et de l'action culturelle*」部長であるエミール＝ジャン・ピアジーニ（BIASINI, Émile-Jean: 在任1961-66年）と音楽教育総視学官であるロベール・シオアン（SIOHAN, Robert: 1894-1985年）に、「音楽問題国家検討委員会 *Commission nationale*

*d'étude pour les problèmes de la musique*」（以下、「委員会」）を設置することを要請する（1962年12月27日）。「委員会」は2年間に及ぶ多くの会合を開催し、資料に裏付けされた興味深い諸提案を政府へ行ったが、提案内容は1966年度の国家予算に全く反映されず、かえって音楽家たちの間で不満が膨れあがった。その頃ランドスキは、シオアンの後任として音楽教育総視学官に任命されていた（1964年12月）が、こうした状況を憂いてマルローに近い人物たちとともに国家レベルでの音楽政策を検討、1966年4月21日に文化大臣官房長に計画書を提出して認められる。そして同年5月9日に、マルローは演劇・音楽・文化活動部から音楽部門を切り離して音楽課を設置、ランドスキを「音楽生活促進の新政策」実行責任者としたのである（LANDOWSKI 1979 : 12-17; LANDOWSKI 1996 : 115-117）。

ここから分かることは、音楽課新設の少し前に、文化省が「委員会」を設置して国内の様々な音楽問題を検討していた点である。マルローとピアジーニの政策の柱は1962年以降にフランスの地方で展開される「文化の家 *Maison de la culture*」構想であり（DURNEY 2001 (b) : 453）、主要促進分野は演劇と美術であった。しかし、同時期に音楽分野がまったく考慮されていなかったのではなく、「委員会」での議論と提言というかたちで活性化を模索する動向が存在した点は重要である。ただし、このことは従来のフランス音楽史・文化政策史ではほとんど注目されてこなかった。従来の研究はランドスキ自らが著した回想録（LANDOWSKI 1979; LANDOWSKI 1996）に基づくことが多く、ランドスキが実施した政策の情報に対して「委員会」に関する情報が少なかったのである。そのため我々は、客観的な情報を多角的に入手して「委員会」の実態およびランドスキの証言そのものを検証する必要がある。

ランドスキの音楽政策および「委員会」に関する最初の本格的な客観的検証は、グルノーブル政治研究所の2人の研究員

が中心となって実施した「ランドスキ・プロジェクト」（2006-08年）である。これは、公文書を中心とする一次史料を綿密に調査・収集して整理し、ランドスキによる音楽政策検証の基礎をつくった、大変重要な研究である<sup>2)</sup>。ただし、このプロジェクトではランドスキによる個々の政策ごとに意義を検証する立場がとられているため、それらが生まれた当時のフランス音楽界の社会的背景との関連性については、まだ十分解明されていない。まず、「委員会」がなぜこの時期に設置されたのか、当時の社会状況に加えて国策（特に文化省の方針）との関連性についても検討が必要である。そして、「委員会」が「10か年計画」等のランドスキの音楽改革に影響を及ぼしたのか、その場合どのような形での影響であったのか、当時の音楽界の思想的・政治的力学の傾向も明らかにする必要がある。

そこで本稿では、まず「委員会」設置と文化省の方針との関係を検討し、フランス国立公文書館所蔵の「委員会」合会議事録と最終報告書、および関連史料を調査して、「委員会」の出した結論のみならず、議論の流れとその背景の特徴を独自に分析することで、1960年代前半のフランス音楽界のありかた、そしてフランスの音楽関係者たちが国策として政府に何を望んでいたのかを解明する。そのうえで、1966年から1977年までのランドスキによる一連の音楽政策と「委員会」議論との関連性を考察し、「ランドスキ改革」の社会的意義、および今日における歴史的意義を再考することを目的とする（本稿で主な考察対象とする時代と出来事については【表1】を参照）。

## 2. 「音楽問題国家検討委員会」の概要

### 2.1. 文化省と国家計画との関係

文化省の使命は、1) できる限り多くのフランス人を人類の（特にフランスの）傑作群へ接近可能にすること、2) できる限り多くの人々にフランスの文化遺産を知る機会を保障すること、そして3) 芸術作品の創造、および創造を豊かにする精神を奨励すること、である（1959年7月24日文化省設置令第1条）。初代文化大臣マルローは、単年度予算の束縛を免れて諸々のプロジェクト実施に必要な予算を獲得するために、「国家計画委員会 Commissariat général du Plan」による「第4次」5か年計画<sup>3)</sup>（1962-65年）（以下、「第4次計画」）と協力関係を築き、文化問題を国家計画の枠内で取り扱う戦略をとった<sup>4)</sup>。これにより、それまで取り上げられることのなかった文化問題が、国家計画での検討対象となったのである。国家計画へ参画するためには、まずは国内の音楽現状を客観的に把握し、問

【表1】ランドスキと音楽政策の関連年譜

年	国家の動き	文化省内における音楽関連の出来事	ランドスキの動き
1958年	第五共和政憲法の制定（10月） ド＝ゴールが大統領に（12月）		
59年	文化省設立（7月）	マルローが文化大臣に就任（7月）	
62年	「第4次」国家計画（5か年計画）	「音楽問題国家検討委員会」（「委員会」）	文化省での音楽教育総視学官に就任（12月）
63年			
64年			
65年			
66年	（「第5次」国家計画） 1966-70年	「音楽課」新設（5月）	「音楽課」責任者に就任（5月）、文化省内での政策実施
67年		「音楽組織再編の基本原則」を公表（10月）	
68年		「10か年計画」の公布（7月）	
69年			
70年			
74年			
75年	（「第6次」国家計画） 1971-75年		国民教育省の音楽教育総視学官に就任、国民教育省での政策実施（1977年まで）

\* 網掛け部分が、本稿での主な考察対象である。

題を洗い出したうえで解決策を提示し、国家が音楽分野へ資金を割り当てる妥当性を説明する必要がある。そこでマルローの主導で文化省に発足したのが、「フランスの音楽問題を検討し、文化省の包括的使命に合致した行動計画を音楽分野で策定するための委員会」（1962年12月27日文化省法令第1条）、すなわちここで扱う「委員会」である。なおこうした委員会の開催は、政府、音楽家双方にとって初めての体験であった。マルローは委員会設立という形で、音楽を「わが国の文化表現に不可欠な」分野として扱う決意<sup>5)</sup>をしたのである。

### 2.2. 委員の特徴

この「委員会」設置は、「演劇・音楽・文化活動部」長のピアジーニの提案に始まる（1962年10月4日）<sup>6)</sup>。そして1962年12月27日文化省法令の第2条でマルローは、「芸術・文学総局 Direction générale des arts et lettres」総長であるガエタン・ピコン（在任1959-66年）を委員長に、ピアジーニを副

委員長としたうえで、8名の音楽家を国家委員に任命した（【表2】）。音楽家8名中4名は、公的機関の代表（国立高等音楽院（CNSM）、フランス国営放送（RTF）、国立歌劇場連合（RNTL）、音楽教育総視学官）としての肩書を持つ。専門分野をみると、8名中6名が作曲家で、残る2名が音楽学者・音楽評論家であった。なお議事録調査からは、ピコンは欠席が多く、実質的な議長はピアジーニであったことが判る。これらの委員に加えて数名のオブザーバーが参加した。大臣官房技術顧問のミシェル・ポメは、政府や委員間の連絡調整役を主としつつ、委員と意見交換をした。教育問題に関しては、ポメの推薦を受けた芸術教育総視学官のアンドレ・ブテ・ド・モンヴェル（在任：1962-65年）が委員同様に議論や報告書作成に参加して、提案された政策の運営管理上の問題を補完している。また「委員会」は、議題内容に応じて関係者（計45名）を召集し、公聴会を開催して意見交換を行った。

### 2.3. 会合（議題）の特徴

第1回会合が文化大臣マルロー臨席のもとで1963年1月28日に開催される。それ以来この委員会は、夏期休暇中を除いて毎週もしくは隔週のペースで、毎回数時間に及ぶ会合を開催した。当初は半年後の1963年9月1日までに報告書を提出することになっていた。しかし、論点が多岐に及んだうえ問題解決に向けて真剣な議論が交わされたため、最終報告書をまとめることができたのは1964年11月16日であった。最終報告書によると、委員会は合計45回開催され、加えて多数の作業部会（計41名が参加）による検討会も行われた。各会合は、ピアジーニが作成した予備草案に提示された4つの分野（1. 音楽教育、2. 音楽創作、3. 音楽の普及、4. 音楽聴取）に基づいて検討が行われた。フランス国立公文書館（AN: F21/8718）で確認できた第39回までの議事録<sup>7)</sup>の内容を分類し整理したものが【表3】である。ここでは各会合でどのような内容が取り上げられたのか、そしてどの程度議論されたのか、筆者が独自に議事録を分析したうえで内容別に議題項目を作成し、分類している。なお第40回以降の会合は報告書で用いる具体的な表現や文言の確認・検討が主な作業であったため、議事録を残していない。

検討内容は毎回多岐にわたるが、最初の7回は「1. 音楽教育」に、その後は第28回まで「3. 音楽の普及」問題に集中していることが判る。最終報告書でも強調されたのはこの2分野であった。

【表2】音楽問題国家検討委員会の主な構成員

委員（注1）	肩書（注2）	備考
ガエタン・ピコン Gaëtan PICON	芸術・文学総局長	議長
エミール＝ジャン・ピアジーニ Émile-Jean BIASINI	演劇・音楽・文化活動総局長	副議長
ジョルジュ・オーリック Georges AURIC	国立歌劇場連合 総支配人 （作曲家）	
アンリ・バロー Henri BARRAUD	ナショナル・チャンネル監督 （フランス国営放送 RTF） （作曲家）	
ルネ・デュメニル René DUMESNIL	（音楽学者、音楽評論家）	
アンリ・デュティユー Henri DUTILLEUX	（作曲家、バリ・エコール・ノルマル音楽院教授）	
レイモン・ガロワ＝モンブラン Raymond GALLOIS-MONTBRUN	国立高等音楽院長 （作曲家、ヴァイオリン奏者）	
ロラン＝マニユエル ROLAND-MANUEL	（作曲家、音楽評論家） （パリ国立高等音楽院音楽美学教授（1947-61））	
クロード・ロスタン Claude ROSTAND	（音楽学者、音楽評論家）	
ロベール・シオアン Robert SIOHAN	音楽教育総視学官 （指揮者、作曲家）	報告書作成 （法令第3条）
主なオブザーバー		備考
（アンドレ・）ブテ・ド・モンヴェル André Boutet de MONVEL	芸術教育総視学官	
ミシェル・ポメ Michel POMEY	大臣官房技術顧問	委員会アシスタント

注1：1962年12月27日法令（アレテ）第2条記載事項に基づく（AN: F21/8718）。  
注2：法令（アレテ）に肩書が明記されていない人物の肩書を、筆者が括弧内で補っている。

### 2.4. 報告書の特徴

1964年11月16日に文化大臣マルローへ提出され、1965年3月26日に文化省より公表された『音楽問題国家検討委員会統括報告書1963-1964』（以下、『報告書』）は「序文」と7つの章（音楽教育、新作初演、普及活動、楽譜出版と国の音楽文化遺産、国民の音楽生活における国の働きかけ、聴衆、財政）からなる本文、および「結論」から構成される。総ページ数は131ページで、巻末には、本文中で提起された要望の要点が、全30項目の「要望 vœu」としてまとめて掲示されているほか、補足資料が掲載されている。

委員会第39回会合（1964年4月22日）までは、それぞれの項目責任者が個別に報告書を提出していた。その後の6回の会合で、委員全員が項目ごとに提言内容と表現を精査し、一つの『報告書』としてまとめて、連名（冒頭頁に各委員の署名入り）で提出している。「要望」は、全委員の意思が一致した部分のみが要約されたもの（『報告書』p. 11）である。

【表3】音楽問題国家検討委員会（1962-64）における会合ごとの議題

議題	会合の通し番号																																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39					
高等教育																																												
1. 音楽教育																																												
初等中等音楽教育																																												
愛好家の育成																																												
文化省と国民教育省の連携																																												
指揮者の養成																																												
作曲家への国家委嘱																																												
室内オペラ制作																																												
2. 音楽創作																																												
交響楽演奏協会の改革・再編																																												
歌劇改革・地方分権化																																												
3. 音楽の普及																																												
RTF交響楽団の再編・地方分権化																																												
録音（特に現代音楽）																																												
国家音楽遺産の記録と出版																																												
音楽用「文化の家」の創設																																												
4. 音楽聴取																																												
音楽と聴衆																																												
職業組織																																												
(音楽家の)就職問題・社会的状況																																												
音楽産業																																												
フランス国内外における音楽宣伝																																												
5. その他																																												
室内楽協会																																												
予算																																												
報告書の検討																																												

\* フランス国立公文書館所蔵 (AN: F21/8718) の議事録 全 39 回分にもとづき、筆者が分類。なお、第 2 回会合は 1963 年 2 月 4 日に開催されている (AN: 20160406/2) が、議事録の所在は不明である。

\* 表中の濃い色は中心的な議題を、薄い色は議論はされていないが話題となった議題のカテゴリを示している。

## (1) 「第4次計画」(1962-65年)との関連

『報告書』の序文には、「第4次計画を検証してみると、音楽芸術に関する言及はごくわずかである」が、この報告書全体をみれば音楽芸術の「必要性と緊急性が明らかになるであろう」と記されている(『報告書』p. 10)。「委員会」は、マルローが意図したように、国家計画委員会の「第4次計画」と音楽分野の諸提言を関連付ける試みをしていることが分かる。「第4次計画」は、文化産業が経済・社会発展に実質的に貢献するとみなしていた。このことを意識して、『報告書』の序文は「芸術及び産業としての音楽」という項目を設けて、「音楽は(芸術であるだけでなく)、あらゆる種類の労働者が相当数関わっている多面的な活動、繁栄すればその国の富の源泉のひとつとなる産業」と言及する(『報告書』p. 11)。しかし、この観点で『報告書』の「音楽教育」および「音楽の普及」の章内容をみると、いずれも音楽家の就職難の問題にしか触れていないという矛盾が見出される。実際、「委員会」第30回会合で国務大臣官房長が「この委員会の最大の関心事は質の問題」と総括したように(1964年2月12日議事録, p. 5)、「委員会」の議論は実現可能性を考慮しつつも美学的、理想論的な傾向を示していた。

しかし「委員会」の議論とその後の展開をみると、間接的ながら「第4次計画」概念の影響を見出すことができる。芸術の概念を拡張して「すべての人のための文化」の重要性を強調した「第4次計画」は、民主化を目指す大規模な文化センターの増設を擁護し、地方分権化に向けた国と地方自治体の共同財政プロセスの改革や地方レベルでの文化省代表の任命について初めて検討をしている。行政上の区切りを廃止した省庁間基金創設の大枠も起草された(WANGERMÉE 1991: 30-32)。これらは「委員会」が、後述するように、各地における公的な音楽教育機関・オーケストラの新設または増設の提案をすること、そして文化省と国民教育省間の連絡会議の設置等を提案することを後押ししたと考えられるのである。

## (2) 文化省の方針との関連

『報告書』は「序文」で、議論の結果としての提言・要望は、本委員会の設置条件であった「文化省の包括的使命」に触発されたものであるとする(『報告書』p. 11)。「委員会」が腐心したのは、文化省の使命の一つである「できる限り多くのフランス人」を対象として「人類の(特にフランスの)傑作群へ接近可能にする」文化活動 action culturelle へ、芸術音楽活動をいかに適用させるか、という点であった。文化省(マルロー)

が想定した主な文化活動は「文化の家」での演劇だったが、芸術音楽は「過度に専門的かつ限定的な特別活動の複合」(『報告書』p. 68)であるため、同じ方法を単純に当てはめることは困難だからである。

この点については、「委員会」初回会合に臨席したマルロー自身が、委員たちとの対話の中で認識していった様子が窺える。マルローは、戦前の人民戦線内閣時(およびヴィシー政権時: 筆者注)の「大規模イベント」は失敗だったこと(ピエール・モントゥ率いるオーケストラが巨大なスタジアムで試みた実験が禍根を残したこと)、また(第二次世界大戦後から1950年代に盛んであった: 筆者注)RTFが一定数の名曲を放送する方法も大衆を惹きつけるには経験上あまり効果がないこと、を率直に伝えながら、「国民の音楽教育」の新たな方法を模索して具体的に提案することを委員たちに促している(1963年1月28日議事録, pp. 6-7)。

最終的に「委員会」が序文で定義づけた「音楽における文化活動」の姿は、現代の作品(傑作)に触れるために「①多くの観客が音楽行事に足を運ぶこと」であった。そして、その文化活動の精神的な部分は「②教育と感性の洗練」である(『報告書』p. 11)。前者(①)は「音楽の普及」であり、後者(②)は「音楽教育」に関係する。そして「委員会」は、この両者が根底で密接につながっているとする立場を表明していることが分かる。「委員会」の議論がこの2分野に偏っていたのは、教育と普及の改革こそが音楽が「文化活動」に貢献する道であり、文化省およびフランス政府が望む形での音楽文化の発展につながると「委員会」が認識していたからだと考えられる。

したがって本稿では、「委員会」議題のうち「音楽教育」と「音楽の普及」に焦点をあてる。そして『報告書』に表明された結論のみならず議事録を通して議論の経緯も詳細に考察することで、当時の音楽界の思想的傾向や問題意識について明らかにすることを試みる。そのうえで、その後のいわゆる「ランドスキ改革」との関連について考察する。

## 3. 「音楽問題国家検討委員会」の提言とランドスキ改革(1966-77年)との関係

### 3.1. 音楽教育に関して

#### (1) 「委員会」での議論の経緯

##### 1) 連絡会議の設置(文化省・国民教育省)

初回会合でマルローを前に議論の口火を切ったのが、ブテ・

ド・モンヴェルである。彼は一般教育における音楽教育の欠如を指摘し、学校で音楽教育に使える時間がほとんどないこと、国民教育省での音楽教育と文化省での音楽教育<sup>8)</sup>の間に深い溝があること、を問題視した。それに対してマルローは、省庁間連絡会議を開催する可能性を示唆しつつ、音楽教育大綱の作成見通しを示すよう「委員会」に求めている（1963年1月28日議事録, p. 4）。委員のロラン＝マニユエルも、初回会合より一貫して、小学校での音楽教育の必要性を主張した。第3回会合でポメガ、文化大臣官房長から国民教育省の音楽教育担当者を「委員会」に招いてもらうことを提案したが（1963年2月25日議事録, p. 5）、実現しなかった。第7回会合で「委員会」は、マルローに対して省庁間連絡会議の速やかな設置を正式に要求（1963年3月25日議事録, pp. 5-6）（【表4】要望1）、これを受けてマルローが国民教育大臣に直接働きかけたことで、ついに設置が実現した。

この連絡会議<sup>9)</sup>は1964年2月21日に初会合が開催され、それ以来、毎月1回開催されている。主な議題は「一般教育における音楽教育の組織化」と「音楽院や音楽学校向けの一般教育の組織化」で、どちらの場合も決定権は国民教育省にあった。そこで文化省代表は、①小学校教師への音楽教育およびエコール・ノルマル（学校教員養成校）卒業時における本格的な音楽試験の実施、②初等教育レベルの音楽専門教師の正式な養成、③中等教育での芸術に焦点を当てた一般教育部門（音楽、美術など、選択制）の設置、そして④音楽院や音楽学校での一般教養に特化した時間割の導入、を要望している（『報告書』 pp. 22-23）（【表4】要望2）。

## 2) 音楽教育機関の再編

初回会合では上記議題とは別に、国立高等音楽院長に就任して間もないレイモン・ガロワ＝モンブラン（在任：1962-83年）が、フランスの音楽学校の問題を提起している。地方とパリでの教育水準の格差や、地方に乱立する国立音楽学校 *écoles nationales de musique* (ENM) に国家補助金が分散している現状を問題視した彼は、地方で真の専門家を養成し、フランスの音楽水準の底上げを目指して、音楽教育制度を4つの階層（ヒエラルキー）で組織化する構造改革を提案した（1963年1月28日議事録 pp. 9-10）。マルローも、最終的にはフランスの音楽教育機関の再編成が必要であると認める。第3回会合でガロワ＝モンブランがこの改革案の詳細を具体的に提示すると、「委員会」は先見の明があるとして全会一致で承認す

【表4】『音楽問題国家検討委員会 統括報告書 1963-1964』より  
音楽教育分野の要望

要望番号	内容	備考
1	省庁間委員会の設置	1964年2月設置。 委員の詳細は『報告書』p.87
2	省庁間委員会における文化省からの要望	①と②は、ガロワ＝モンブラン案による4つの階層の第1段階に相当。また①から③は音楽愛好家育成が前提（専門家ではない）。
	①小学校教師への音楽教育、およびエコール・ノルマル卒業時における本格的な音楽試験の実施	
	②初等教育レベルにおける音楽専門教師の正式な養成 ③中等教育における、芸術に焦点を当てた一般教育部門（音楽、美術など選択制）の設置	
3	④一般教養に特化した時間割の導入：国立高等音楽院（全寮制または半寮制）、国家管理の地方音楽院（予定）	
3	地方の音楽学校改革	ガロワ＝モンブラン案による4つの階層の第2段階に相当。
	①20都市の指定（現在の20地域圏、加えてパリ地域圏）、そこでは国立音楽学校に22名の教授を配置し、給与の51%を国が負担する。 ②30の国立音楽学校、そこでは18名の教授を配置し、教授職には25%、管理職には51%の補助金を支給する。 ③困難な状況にある学校のための予算の確保	
4	国による地方音楽院の設立	ガロワ＝モンブラン案による4つの階層の第3段階に相当。2-5校で、卒業生がパリ国立高等音楽院へ入学することを想定。
5	国立高等音楽院の改革 第3課程の即時導入（第1段階）	ガロワ＝モンブラン案による4つの階層の第4段階に相当。
6	一等賞受賞者によるオーケストラの設立（上記の条件に従う）	
7	一般教育と音楽研修の組み合わせ	
8	寄宿制度および半寄宿制度の確立	
9	新校舎の建設（上記に関連）	

\*『音楽問題国家検討委員会 統括報告書 1963-1964』（A.N.:19950514/24）pp.87-89. 筆者が表を作成。

\*ランドスキが政策として実施した要望内容を、色付き枠内に示している。

る（1963年2月25日議事録, pp. 2-3）。この改革案をもとにブテ・ド・モンヴェルが運営管理面での補足案を作成して「委員会」が審議し（1963年3月25日議事録, pp. 2-3）、音楽教育に関する提言の大枠が決定された。

第12回会合で「委員会」が承認した音楽教育改革は、「音楽専門教育と一般教養の組み合わせ」と「音楽専門教育の地方分権化と地域レベルの底上げ」という2つの目的を持つ。それを達成するため目指すべき制度は、1. 初等教育での音楽教育（初心者向け）、2. 音楽アカデミー（音楽愛好家および職業音楽家の育成）、3. 地方国立音楽院 *conservatoires nationaux de*

région (CNR) (優れた音楽の専門家を育成)、4. 国立高等音楽院 conservatoire national supérieur de musique (CNSM, 1957-80) (最高水準の音楽家を育成) という4つの階層である<sup>10)</sup>。さらに CNSM では、最優秀生 (ピアノ、ヴァイオリン、チェロ、歌の1等賞受賞者) だけが履修できる「第3課程」を設置し、国家から5年間全面的な支援を受けて国際コンクールに参加することを目指すこと<sup>11)</sup> や、新校舎 (寮制) を建設して一般教養と音楽教育を同時に行うことも確認された (1963年5月27日議事録, pp. 3-4) (【表4】要望5~9)。これらの案に加えて、当時まだ存在しなかった「地方国立音楽院 (CNR)」の設置が「委員会」第28回会合で承認され、以後ブテ・ド・モンヴェルとシオアンによる設置条件案が審議された (【表4】要望4)。また上記「2. 音楽アカデミー」には現存する ENM が該当するという前提のもと、「専門的な職業音楽家を育成するという幻想」(1963年2月25日ガロワ=モンブランによる委員会検討用報告書) に拘泥することなく、愛好家を育成するという適切な目的で音楽水準を向上させるために、ENM における国家の補助金を増やして指導体制を改善させることが要望に盛り込まれている (1964年1月29日議事録, pp. 2-5) (【表4】要望3)。

なお、ガロワ=モンブランが批判した点の一つは、地方の ENM に明確な選抜基準 (試験) がなく、恣意的な入学者選抜が横行している実態であった (1963年2月25日議事録, p. 2)。『報告書』はこの点に触れてはいるが解決策は示していない。その代わりに「委員会」が提言したのは、音楽教員採用に関する規定である。『報告書』には、初等教育の音楽専門教員はフランスの音楽院・音楽学校出身者から採用されるべきであること、地方自治体は文化省管理下の審査員による選抜試験以外で音楽院・音楽学校の校長や教授を採用してはならず、また文化省の承認なしに任命をしてはならないこと、が記されている (『報告書』 pp. 23, 26)。

## (2) ランドスキによる音楽教育改革: 「委員会」との関連より

### 1) 文化省「音楽課」での政策 (1966-74年)

ランドスキは文化省「音楽課」責任者に任命されてすぐに、地方国立音楽院 (CNR) の設立 (『報告書』要望4) と、そこでの一般教養に特化した時間割の導入 (『報告書』要望2④) を実現した。まず1966年にはトゥールーズとランスで、1967年にはリヨンとルーアンで、1968年にはナンシーとトゥールで、彼は国立音楽学校 (ENM) を「格上げ」する形で CNR を設

立する。ランドスキは1969年公布の「10か年計画」で、地方の音楽教育機関を1) CNR、2) ENM、3) 市町村の認可音楽学校 écoles municipales de musique agréées (EMMA)<sup>12)</sup>、の3種類に分類したうえで、毎年3つの CNR、5つの ENM、そして7つの EMMA をフランス各地に開設することを目指す (DURNEY 2001 (a) : 155-156) が、この計画発公布前からすでに CNR 設立を実施していたことになる。

さらに1967年からは、トゥールーズとランスの CNR で「調整された時間割 horaires aménagés」クラスを開設する。これはその後、段階的に他の市町村でも実施された (LANDOWSKI 1979: 57)。「調整された時間割」は、15歳前後までの公立学校に通う子どもを CNR が無償で受け入れる制度である (DURNEY 2001 (a) : 156)。これにより、将来音楽家になることを考えている子どもたちは、音楽の専門教育と一般教育をバランスよく受けることができる。この制度は1970年以降には文化省と国民教育省の合意の下で公教育にも応用され、後期中等教育課程である音楽リセ lycées musicaux (準プロフェッショナルコースおよびアマチュアコース) と音楽バカロレア導入<sup>13)</sup>へと発展する。

「委員会」の『報告書』記述を検討すると、「音楽の専門教育と一般教育の組み合わせ」および「調整された時間割」の目的に関して、「委員会」とランドスキの間で方向性が異なっていたことが判明した。「委員会」の狙いは主に3つ見出せる。一つは、将来の潜在的な聴衆としての音楽愛好家を育成すること、一つは、初等教育での音楽専門教師を育成して音楽家にとっての新しい就職先 (小学校) を開拓すること、そしてもう一つは、非常に才能のある子どもたち (特にピアノ、ヴァイオリン、チェロの場合) を速やかに (10歳までに) 特別な英才教育用の部門に配置し、義務教育を受けさせつつも楽器の練習により多くの時間を割けるようにすること (『報告書』 pp. 22-23, 25) であった。言い換えると、これらは最終的には職業音楽家が恩恵を受ける目標設定であったことが指摘できる。しかしランドスキの政策は、子どもが小さいときに職業選択を迫るのではなく、音楽家を目指す子どもたちが過度に偏った教育をうけることの弊害を避けることを、ランドスキは意図していたのである。

なお「委員会」の要望を比較的忠実に継承した政策を実現

した一方で、ランドスキの音楽政策のなかには、「委員会」の提案とは異なる方法で要望目的を実現したものもある。その一つが、地方の音楽教授採用に関する規定である。ランドスキによると、1966年までは「委員会」が『報告書』で要請したように、CNRの教授採用に際して「文化省管理下の審査員（音楽教育総視学官など：筆者注）による選抜試験」が実施されていた。しかし、大都市には候補者が複数いても小さな村には実質的に候補者がいない状態であり、その場合には実力ではなく縁故採用が幅を利かせる状態であったことが問題となる（LANDOWSKI 1996: 120）。そこでランドスキは1969年に、国家資格である「国家管理下にある音楽院・音楽学校の教授職能に対する適任証 le certificat d'aptitude aux fonctions de professeur dans les conservatoires et écoles de musique contrôlées par l'État」、略して「職業適任証（CA）」制度を導入した。この国家資格を持つ者のみが地方の音楽院・音楽学校で教授に任命される権利を持つ。彼は免許という形で、「委員会」が望んだように地方の音楽院・音楽学校の教育の質保証を図ったのである。

## 2) 国民教育省での政策（1975-77年）

またランドスキは、国民教育省の音楽教育総視学官に任命されてすぐの1975年に、「委員会」が要望していた「小学校教師への音楽教育」（『報告書』要望2①）を実現させたことも判明した。教育顧問 conseiller pédagogique 制度の設立である。この教育顧問は、もともとは芸術教育を受けた経験のない小学校教師であるが、研修を通して音楽教育に精通するように養成された人たちである。また、学校で音楽教育を主としてきた小学校教師が「再教育」研修を受けて教育顧問となる機会も想定されている。彼はすべての初等教育学校で音楽の教育顧問を任命するよう、国民教育省に要請し、徐々に普及していく（LANDOWSKI 1979: 65 / CHAINTREAU; JAMET 2001: 244 / 田崎 2023: 42）。

「委員会」における議論の流れを検討すると、「委員会」が小学校教師への音楽教育を要望した目的は、小学校教師の「音楽音痴 l'analphabétisme musical」改善にあったことが判る（1964年4月8日議事録, p. 3）。そのため「委員会」にすれば、必ずしも小学校教員に音楽教育を施さずとも音楽院・音楽学校卒業生を小学校での音楽教育に従事させれば構わない、という発想になる。しかしランドスキの目的は、フランスの教育制度が知識偏重主義から脱却して、すべてのフランス人が芸術に

接する権利と可能性を与えることであった。子どもたちにとって必要なことは、まずもって音楽を「好きになること」だと彼は考え、そのためには学校（幼稚園や小学校）でのアクティブメソッドが有効だ（LANDOWSKI 1979: 61, 64）、という信念のもとで「小学校教員」への音楽教育の必要性を説いている点には注目すべきである。

## 3.2. 音楽の普及に関して：パリと地方のオーケストラ

### (1) 「委員会」での議論の経緯

#### 1) パリの演奏協会の再編

「委員会」初回会合で、音楽教育問題の次に提起されたのが、パリを代表する4つの交響楽演奏協会（パリ音楽院演奏協会、コロヌ演奏協会、ラムルー演奏協会、パドルー演奏協会）の問題であった。委員であるクロード・ロスタンは、4つの演奏協会の無秩序（日曜の同時刻に演奏会を開催、プログラム設定の調整なし）、演奏の質の低さ、そして現代フランス音楽の上演に消極的である点<sup>14)</sup>を非難する。これらの結果、観客の減少とそれに伴う演奏家の士気の低下という悪循環、そしてレパートリーの硬化によるフランス音楽の対外的名声への深刻な打撃を『報告書』は指摘する（『報告書』p. 44）。別の委員（シオアン、ジョルジュ・オーリック）も、これは首都の音楽生活における重要な問題であるとしたうえで別の角度から、すなわち、演奏協会所属の演奏家の多くがフランスの公的な管弦楽団（パリ・オペラ座管弦楽団、オペラ＝コミック座管弦楽団、共和国親衛隊管弦楽団など）にも所属しているという「二重団員」状況を憂慮する。こうした団員たちのスケジュール上の都合により、公的な管弦楽団では日曜マチネおよび国内外でのツアー活動に支障が出ていること、また、二重団員の音楽家が音楽産業（レコードや映画の録音等）の大部分を独占して、他の多くの音楽家の就職や演奏活動に深刻な影響をもたらしていること、が問題視されたのである<sup>15)</sup>。

ここで、解決案の一つとして「委員会」初回会合にシオアンが紹介したのが、作曲家ピエール・ブーレーズの主張である。ブーレーズは、時代遅れである「協会 association」という制度をオーケストラから撤廃し、パリ・オペラ座、オペラ＝コミック座、パリ音楽院演奏協会の3つのオーケストラを「国有化」するべきだと主張していた<sup>16)</sup>。この考えはその後の「委員会」の議論の出発点となり、第12回会合までには、委員たちによる具体的な3つの解決案が追加される。その一つはロスタンの案（国立オーケストラを設立し、高い演奏の質でフランス音楽

の名声を広める任務に専念させる)、一つはアンリ・バローの案(4つの演奏協会を2つに淘汰したうえで国家補助金を増額し、演奏の質や曲目等を国家が管理する)、そして一つはシオアンの案(4つの協会に同額の補助金を追加支給するが、その条件として現代作品の上演、フランス人若手ソリストの起用、演奏の質の管理、協会員委員会の設立、を課す)であった(1963年5月27日議事録, pp. 5-6)。

今回の議事録の検討からは、音楽家の雇用の観点から協会存続を前提に考えていた委員<sup>17)</sup>も、「委員会」公聴会における4つの演奏協会代表の態度をみて、意見を変化させていたことが判明した。最初の公聴会であった第9回会合の議事録によると、協会代表者たちは国の補助金不足への非難、現代音楽に対する嫌悪感、(団員と専属契約を結ぶ)RTFのオーケストラによる団員引き抜き等への敵対心を表明した一方で、現行制度の欠陥(日曜の同時刻での演奏会開催など)を認めず改善案も提示しなかったこと、演奏の質を追求する姿勢もみせなかったことから、「委員会」議長ビアジニが遺憾の意を表明している(1963年4月8日議事録, pp. 2-5)。第15回会合冒頭では、演奏協会の代表たちが「委員会」に有無を言わせないために財務・企画委員会の有力者と会談して攻勢策を取ったことが、ポメより報告される。さらに第18回会合でパリ音楽院演奏協会以外の3つの演奏協会会長の公聴会を開催したところ、彼ら3名が議題とは関係ないことで「委員会」に難癖をつけ、会議が一時騒然となったことが報告されている。これらの出来事から「協会側に改革する意思がないことが明らかになった」ため「4つの演奏協会再編にはもはや弁護の余地がなくなった」(ガロワ＝モンブランの言)、「協会方式は現状では無用」(シオアンの言)という意見が委員の間で生まれたのである<sup>18)</sup>。

第19回会合で、ガロワ＝モンブランが新案を提出する。それは「パリ音楽院演奏協会のオーケストラを国有化し、すべての団員は排他的義務に服す」、そして「音楽的使命と教育的使命(新設する「第3課程」の一環)を果たすこととし、後者分に対して国立高等音楽院(CNSM)の予算から支援をする」とする案である(1963年11月13日議事録, pp. 5-6)。第20回会合での投票の結果、このガロワ＝モンブラン案が「理想的な提案」(5百万フラン以上の資金が投入される場合)として出席した委員8人の全会一致で支持された。さらに「委員会」は、この提案が財政上の理由から承認されなかった時の代替案も審議した。その結果、「4つの演奏協会を存続させて国家

補助金を増額。ただし各演奏協会には、シーズン4ヶ月中3ヶ月間で定期演奏会の開催、残る1か月間でパリ郊外でのアウトリーチ実施が課される。補助金が関係する定期演奏会曲目等については、各協会の会長と文化省の代表で構成される委員会の合意が必要」というバローの変更案が全会一致で承認され、これらが大臣に提出されることが決定する(1963年11月20日議事録, pp. 2-5)。

しかし『報告書』作成段階になると、「これまで委員会が解決してきた数々の問題が、今になって問題視される」状況が起こる。演奏協会問題に関しては、バローが、ガロワ＝モンブランの提案(第一希望案)は付録に留めて自分の提案(第二希望案)だけを記載するべきだと主張し、議長と対立している(1964年4月22日議事録, pp. 2-3)。結局『報告書』には両案が盛り込まれるものの、第二希望案が優先され、第一希望案と入れ替わった。また、ガロワ＝モンブランが提唱したCNSMとの連携による国立オーケストラの「教育的使命」の文言は削除され、代わって①パリと地方での演奏会、②外国におけるフランスの音楽的価値の名声の保守、の2点が国立オーケストラの使命となっている(『報告書』p. 46)(【表5】要望14, 14(2))。

## 2) 地方におけるオーケストラの再編

「音楽の普及」問題の一環として地方における交響楽団が「委員会」で初めて議題に上ったのが、第4回会合である。RTF傘下で地方にある6つのオーケストラとRTFとの契約が近々(1963年7月)切れることに関連して、RTFと連携した地方オーケストラの再編計画<sup>19)</sup>がバローより提案されたのである。RTFは3都市(ストラズブル、リール、ニース)の優秀なオーケストラとは契約更新するが、残る3都市(リヨン、マルセイユ、トゥールーズ)の質が劣るオーケストラとは契約解除することを検討していた。そこで、契約を解除する予定の3つのオーケストラを既存の市立オーケストラと合併させること(それに伴う費用はRTFが負担)、加えて新たな地方オーケストラを3都市(ボルドー、リモージュ、ナント)に一つずつ創設すること(費用は国が負担)、が提案される。しかし、地方オーケストラの問題は地方歌劇場および地方音楽院の問題と関連付けるべきとする意見や、市立オーケストラとの合併には長くデリケートな交渉が必要との認識のもと、本格的な検討には長らく発展しなかった(1963年3月4日議事録, pp. 3-4; 1963年5月27日議事録, p. 6)。

RTFの地方オーケストラとの契約は1年間を猶予期間として

更新されていたが、ついに1963年12月2日、情報大臣がRTF傘下の3都市（リヨン、マルセイユ、トゥールーズ）のオーケストラを解雇する計画を打ち出す<sup>20)</sup>。市立オーケストラとの合併案は、費用の面からRTF事務局が反対して棄却された。こうしたなか、恐らく雇用問題をめぐる「新聞に掲載された抗議文」への対応として、1964年2月12日、国務大臣官房長のもとでRTF事務局長と情報大臣代理を招聘しての「委員会」が開催されている（第30回会合）。ここでRTF事務局長は、RTF視聴者の満足度から考えると3つの地方オーケストラの解雇はやむを得ないこと、ただし解雇するオーケストラの団員には一定の手当を支給予定なので文化省の協力を仰ぎたいこと、その返礼として、文化省が独自に地方オーケストラを創設する際にはRTFがその音楽番組を購入するなどして協力すること、を説明した。「委員会」は地方分権を推進する文化省側の立場として、全国コンクールで団員を募って独自の国立オーケストラを地方に新設する意向を伝え、RTFの提案に賛意を示している（1964年2月12日議事録, pp. 2-5）。

第31回会合で「委員会」は、国の費用で60人の音楽家からなる2つの地方オーケストラを創設するという議長ピアジーニからの提案を、新たな予算項目とともに正式に承認した。創設にあたっては、まだ職業オーケストラを有していない地域を選定する（1964年2月19日議事録, pp. 2-3）（【表5】要望22）。『報告書』ではこの計画の目的として、「地方における文化の発展」とともに、国家委嘱作品を含む「今世紀の音楽作品（現代音楽）を良好な演奏条件で全国に普及すること」が掲げられた（『報告書』pp. 54-55）。

## (2) ランドスキによる音楽政策との関連

### 1) 「パリ管弦楽団」の設立

パリ音楽院演奏協会は1967年6月21日に正式に解体し、団員オーディション<sup>21)</sup>を経たのちに「パリ管弦楽団 l'Orchestre de Paris」として再出発した（最初の演奏会は1967年11月14日）。これは文化省「音楽課」責任者に任命されて間もない頃のランドスキが実現した最も顕著な音楽政策の一つである。パリ管弦楽団は国立ではないがフランスの公的機関が支援する公的なオーケストラ<sup>22)</sup>で、国際的な威信の発信と、国内での大衆教育という、2つの目的を併せ持つ。したがって、ランドスキは「委員会」の「要望14(2)」をほぼ忠実に體現した、とみなすことができる。

ただしランドスキの著書によると、「要望14(2)」の実現に

【表5】『音楽問題国家検討委員会 統括報告書 1963-1964』より  
音楽普及分野の要望

要望番号	内容	備考
14	<b>計画1</b> 現存する4つの交響楽団（パリ音楽院演奏協会、コロンス演奏協会、ラムルー演奏協会、パドルー演奏協会）に配分されている助成金を大幅に増額、その条件して、以下を含む： ①演奏曲目の大部分を、文化省との合意に基づき確立。 国から委嘱された作品や現代音楽の普及を保証する。 ②4つの協会が順番に企画するパリ郊外でのコンサート。新しい聴衆の獲得をめざす。	※ランドスキによる音楽改革では、「計画2」(要望14(2))が採用される。
	<b>計画2</b> (1) パリ音楽院演奏協会の国立オーケストラへの再編。次の2種類の使命を持つ： ①パリと地方での演奏会 ②外国におけるフランスの音楽的価値の名声の保守 (2) プログラムの構成および首都周辺での文化普及活動に関する一定の条件に従い、他の3つの協会に配分される助成金を増額。	パリ管弦楽団 (1967)
	<b>フランス放送協会 (O.R.T.F.)</b>	情報省管轄
15	O.R.T.F.による公開録音またはスタジオ録音に基づく現代音楽ディスクの出版。	
16	旧C.D.M.I. (国際音楽資料センター) の買収。	
	<b>国立歌劇場連合 (R.T.L.N.)</b>	
17	オペラ=コミック座の活動をR.T.L.N.の庇護のもとに継続、「連合」を現実のものとする。	
18	オペラ=コミック座の労働体制の変更。人民劇場の運営条件に適合させる。	
	<b>歌劇場の地方分権化</b>	
19	制度の見直し。以下の基準に基づき、事後的に国家補助金を配分する： レパートリーの管理 / 現代作品の初演 / 聴衆の教育 / 新たな才能の発掘	
20	オペラ地方分権化のための財源開発。	
21	国立歌劇センター Centre national d'art lyrique の新設。	
	<b>交響楽団の地方分権化</b>	
22	60人の音楽家で構成される2つのオーケストラを地方に創設、全国的なコンクールを通じて団員を募集し、国が費用を負担する。	
23	実績ある2つの室内オーケストラへの支援。	
24	有名な2つの弦楽四重奏団に地方分権化の使命を与える。	

\* 『音楽問題国家検討委員会 統括報告書 1963-1964』 (A.N.:19950514/24) pp.89-90. を基に、筆者が表を作成。

\* ランドスキが政策として実施した要望内容を、色付き枠内に示している。

向けて最初に動いていたのは、当協会会長でもあったガロワ=モンブランである (LANDOWSKI 1979: 37-38)。ランドスキが実行したことは、レコード会社と協会との係争<sup>23)</sup> に関してガロワ=モンブランから相談を受けた際に、公的な支援を受けるためにすぐに協会を解散するよう団員たちに提言したことで

あった。彼は1966年9月23日に協会へ出向き、再編計画を将来の「10か年計画」の一環として説明している。大改革であるため団員の大反対に直面することを予想していたが、協会事務局およびガロワ＝モンブランの注意深く周到な支援のおかげで再編が成功した、とランドスキは回想する。彼はまた、パリ管弦楽団設立用にマルローから6百万フランの追加予算を獲得するなど、国家補助金を保証する予算の確保にも成功した(LANDOWSKI 1979: 37-38; HOLOMAN 2004: 513-514)。発案者であり、「委員会」およびパリ音楽院演奏協会の内情に通じたガロワ＝モンブランと、政治的な影響力を発揮したランドスキとの協力関係が、スムーズな政策実現を可能にしたといえよう。

再編成功の背景には、当時のパリ音楽院演奏協会が現状を維持できないほど疲弊していた状況がある。一つは経営の逼迫である。パリの4つの演奏協会は毎年国から5～6万フランの補助金を受給していたが、これは発生する固定費(会場使用料など)の4分の1程度しか賄えない額であり、しかも協会に課せられる税金額を大きく下回る額であった。また団員たちは演奏会シーズン終了後に利益の分配を通じて報酬を受け取るが、報酬額が不十分なうえ、補助金が実際に支給される時期が遅く、団員も協会も経済的に苦しい期間を強いられていた(『報告書』pp. 44-45; HOLOMAN 2004: 506, 510)。また、補助金受給の義務として国から課せられる要求の大きさと、それに対する見返りの少なさとギャップから生じる、団員たちの心理的な疲弊もあった。1960年代初頭のパリ音楽院演奏協会の場合、団員たちは休暇返上で外国演奏ツアーに参加し、フランス現代音楽の普及に勤しみ外国で賞賛されたにもかかわらず、フランスでは外務省も文化省も特段の関心を示さず、報奨もなかった(HOLOMAN 2004: 506, 510)。さらに、団員の肉体的な疲弊もある。生計を立てるために彼らは協会の定期演奏会以外の演奏活動(レコード会社での録音、他のオーケストラでの演奏、など)もせざるをえない状態に置かれていたのである。こうした背景のもとで1966年前半に、先述したパリ音楽院演奏協会とレコード会社との係争が勃発し、国の介入が避けられない状況に追い込まれていた点は注目すべきである。

こうしたパリの音楽生活の構造的欠陥を改善するためには、国家の財政資源を集中させて団員の生活を全面的に保証できるオーケストラを1つでも設立することが有効だったと考えられる。国家は多額の財政支援をする代わりに、団員たちには副業を禁じて、所属楽団を通じて質の高いフランス音楽の普及に

専念してもらい、最終的には国際的なフランスの名声の獲得に貢献してもらうことができる。「委員会」が公的機関としての排他的義務と引き換えに専属契約によって十分な給与を保証することで二重団員制を解消しようと真剣に試みたことは、この意味において最初の重要な一歩だったのである。

## 2) 地方での国立オーケストラの創設

またランドスキはパリ管弦楽団が創設されるとすぐに、全国コンクールで団員を募集して国が支援するタイプの地方オーケストラ創設に向けて動く。そして誕生したのが、リヨンを本拠地に置くローヌ＝アルプ・フィルハーモニー管弦楽団 *Orchestre philharmonique Rhône-Alpes* (1968年設立、現在のリヨン国立管弦楽団)と、アンジェを本拠地にもつロワール地方フィルハーモニー管弦楽団 *Orchestre philharmonique des Pays de la Loire* (1971年設立、現在のロワール地方国立管弦楽団)である。これらは「委員会」の「要望22」の体现である。

ランドスキは著作のなかで、当時の地方歌劇場オーケストラが実質的に5～8か月間しか団員と契約を結ばなかったため団員たちは副業をせざるをえなかった、と記している(LANDOWSKI 1979: 126)。つまり、彼はかつてのパリの演奏協会と類似の構造的欠陥を地方の音楽生活にも見出し、と推測できるのである。そこで彼は地方オーケストラ設立にあたり、パリ管弦楽団設立と同じ解決策(給与の保証と増額、その一方で個別試験の実施と高い演奏レベルの保持、広範な地域での普及活動の義務)を導入した、と考えられる。先述の通りパリ管弦楽団設立時には、ランドスキの改革推進に対する協力者の支援が功を奏した。このことから彼は、実施都市選定にあたって「委員会」(ピアジーニの案)が想定した物理的条件(職業オーケストラを持たない都市)よりも、人的条件(地元に影響力をもち改革へ理解を示す協力者がいる都市)を優先したと考えられる。ランドスキの著作によると、実際に新しいオーケストラ設立に積極的に協力した人物として、リヨンでは市長補佐 Robert Proton de la Chapelle (実業家、音楽家・作曲家)が、アンジェでは Charles Vielle (公証人、音楽愛好家)が特筆されている。ランドスキは、もともと彼らが地元の音楽生活を活気づけていたことに言及し、「自助努力で興味深いことを成し遂げた人々を優先的に支援する」姿勢を示しているのである(LANDOWSKI 1979: 126-127)。

「委員会」の議論の経緯を辿れば、「委員会」による地方オー

ケストラ設立の要望はもともと、RTF（情報省管轄）による音楽家解雇問題に対する文化省の方針内での救済策であったことが判る。「委員会」はこの社会問題を、マルローが推進する「文化の普及」政策、すなわち1）（あらゆる人が文化にアクセスできる）地方分権化、と2）フランス音楽（特に現代音楽）による文化的威光の示威、に関連させて対処を試みた、と考えられるのである。ランドスキはこの政策実施に際して「現代音楽の普及」という観点ではなく「高い演奏の質」の重要性を強調していた（LANDOWSKI 1979: 128）。しかし、通常、現代音楽の上演には高度な演奏レベルが求められることは「委員会」も認識しており、そのために全国コンクールを通じた優秀な団員選抜が前提となっていた。つまり、フランスの音楽家の質の向上とその管理こそが音楽分野の国家政策を正当化する、という認識を、「委員会」もランドスキも共有していたのである。

### 3) 「音楽の普及」に関するランドスキの独自策

文化省「音楽課」責任者時代のランドスキが地方における音楽の普及政策として実施した独自の試みは、パイロット地区での音楽推進（活動）animation musicale の確立である（1967年10月）。目標は、地域の音楽活動を推進しつつ、文化省「音楽課」と地域の行政関係者や音楽団体との仲介者となり両者の緊密な関係を築くこと（LEFEBVRE 2014 (b) : 150）であった。ランドスキ自身、積極的に地方へ足を運び、地元の音楽家や議員と面会して関係づくりに尽力するが、より広範で体系的なネットワーク構築を試みた点において注目すべき発想である。

1966年の時点では、そうした関係を築くことのできる制度はなく、地方で協力してくれる人材探しも困難であった（LANDOWSKI 1979: 122-123）。そこでランドスキは1966年夏から早速、「音楽推進者（指導者）animateurs musicaux」育成政策に取り組む。彼の想定によると、この音楽推進者は音楽家と行政官（運営管理者）としての性質を兼ね備えており、特定の地域での音楽生活に新しい風を吹かせ発展させる役割を担う。彼は候補者を募集したうえで3つの研修を実施し（1966年12月～1967年5月、心理学者、社会学者、コミュニケーションの専門家が協力）、最終的に6人の音楽推進者を採用し、彼らをフランス5カ所に派遣した。それぞれの音楽推進者は活動に際して自発的・主導的な役割を与えられていたが、文化省「音楽課」の特派員としての性格が強く、毎回の活動報告先はランドスキであった（LEFEBVRE 2014 (b) : 156-158）。

ランドスキは、この音楽推進者たちを地方知事の配下に置き、

彼らが初期の地域文化局長（directeur régional des affaires culturelles: DRAC, 1969年設立）に任命されることを期待した。彼らは、ランドスキが各地域に一つずつ設立することを望んでいた「地域団体 associations régionales」を次第に形成していく。この「地域団体」はそれまでなかった新しい機関で、政府や文化省「音楽課」と地方の行政関係者とのコーディネートをを行い、互いの要望を伝えるだけでなく、必要に応じて交渉および提言の場となる。地域の県知事または市議会議長のもとで形成され、市議会議員、地域の職員、そして地方の音楽代表者たちから編成された。これはその後「県団体 associations départementales」として引き継がれる（LANDOWSKI 1979: 123-124）。

1969年にランドスキが「10か年計画」を公布した際には、音楽推進者は「地方代表 délégué musical」へ名称変更したうえで、DRACのもとに配置される地域構造の一部となる。なおランドスキは1971年までは国立高等音楽院から地方代表を任命していたが、1971年からは音楽団体や音楽協会から任命することで、地域の愛好家向け音楽教育を推進している（LEFEBVRE 2014 (b) : 162）。

実は「委員会」でも、地方における音楽普及に果たす音楽推進者（アニマトール）の重要性は言及されていたことが、「委員会」議論の流れを検討する中で判明した（第7回、第11回、第12回会合）。音楽とできるだけ多くの聴衆との接点を確立する方法の議論の中で、ピアジーニは音楽に特化した「文化の家」の必要性を主張し、この音楽的な成功には、推進者の採用と訓練が重要であることを述べている<sup>24)</sup>。しかしここでの推進者はあくまで「文化の家」という枠組み内に留まっており、委員たちの特段の関心をひくことなく議論が立ち消えになっていた。ランドスキがピアジーニの発想に影響を受けているかどうかは現時点では不明だが、少なくとも音楽の普及においては制度・機関の設置や再編とともに、仲介役としての人材育成が必要であることを意識していた点で共通することが指摘できるのである。

### 5. 結語

予算獲得のために国家計画である「第4次計画」(1962-65年)に文化問題を関連付けた文化省だが、実際にフランス文化の民主化、地方分権化を目指した文化省の方針は「第4次計画」での優先事項に合致する可能性があった。こうした背景のもとで設置された「委員会」は、一見すると高尚な芸術の目的とは

相反する「文化活動」（できる限り多くの人々を対象とする文化普及活動）という概念に自らを適合させる必要にも迫られた。そこで「委員会」は、最も「文化活動」に貢献すると考えた「音楽教育」と「音楽の普及」の問題を中心に議論することになったと推測することが可能である。ただし作曲家と音楽評論家から成る「委員会」メンバーたちは、「第4次計画」が経済・社会発展に貢献する文化産業を重視していると認識しつつも、その観点には共鳴できていない。その結果、「第4次計画」の目的とは論点がかみ合わないかたちでの結論を出していたことが、今回の調査で判明した。この「委員会」の限界は、彼らの提言が政府や国会での承認を得られず、予算を獲得することができなかった点である。理由については、そもそも文化省の力が他の省庁に比べて弱かったこと、文化大臣マルローが1966年より精神疾患療養に入り適切な行動が起こせなかったこと（FOULON 1990: 32-33）、も指摘できる。しかしそれだけでなく、経済発展に重きをおく国家計画と高尚な芸術を擁護する「委員会」の価値観との大きな溝は、予算が獲得できなかった重要な要因の一つと考えられる。また「委員会」は社会問題として「音楽家の失業、就職難」の状況を知りつつも、音楽家の雇用拡大対策についてはほとんど議論せず、逆に、真の音楽家というものを厳選し、エリートの活躍に重点をおいた計画を立てている。こうした民主化とは逆方向の考え方は、多くの音楽家から支持されず、予算の必要性を訴えきれなかった可能性も否定できない。この点については今後さらなる史料調査と検証が必要である。

「委員会」が「音楽教育」分野で要望したことは主に、省庁間連絡会議の設置と音楽教育機関の再編であった。これには「音楽専門教育と一般教養の組み合わせ」と「音楽専門教育の地方分権化と地域レベルの底上げ」という2つの目的があった。ランドスキはこうした「委員会」からの要望・提言のうち、a) 地方国立音楽院（CNR）設立とそこでの一般教養に特化した時間割の導入、b) 小学校教師への音楽教育、c) 地方の音楽教授採用に関する規定の設置、を実現している。

ここで注意すべきは、a) と b) に関しては、政策目的が「委員会」とランドスキの間で異なる点である。これらの「委員会」の要望の根底には、音楽的技能の優劣によって職業音楽家と音楽愛好家（アマチュア）を峻別するべきだ、という考え方が指摘できる。一方でランドスキは、こうした区別の必要性は認めるものの、教育の機会均等を重視する立場であることが指摘できるのである。逆に c) に関しては、実施方法は異なるものの、

「教育の質保証」という政策目的は「委員会」もランドスキも同じである点が指摘できる。

もう一方の「音楽の普及」分野で「委員会」が要望したのは、パリ音楽院演奏協会の国有化を柱とする「パリの4つの演奏協会の再編」と、国立の地方オーケストラ創設を柱とする「地方におけるオーケストラの再編」であった。ランドスキは「委員会」の要望を継承して、前者をパリ管弦楽団設立のかたちで、後者をリヨンとアンジェに本拠地をおく2つの管弦楽団の編成のかたちで実現した。しかも、ここでの政策の目的は、「委員会」とランドスキの間で変わりはない。両者とも、音楽的な質を保証しつつ音楽家を保護し、音楽家の失業・生活難と音楽の質の悪化との悪循環を断つ、という「音楽生活の構造的欠陥の改善」を目指していたことが判る。そして根底には、フランスの音楽家の質の向上とその管理のために国家が介入するべき、という政策根拠を見て取ることができるのである。

さらに、音楽推進者を中心とした地方における音楽推進活動の確立という政策は、ランドスキ独自のものであり、「委員会」の議論のなかでは発展しなかったことも判明した。「委員会」は、音楽界の構造改革として制度・機関の設置や再編の必要性は認識していたが、それと同時に仲介役としての人材育成が必要という認識を共有するには至らなかったのである。

フランスの音楽組織・制度改革を最初に実施したのは1966年以降のランドスキだが、少なくとも「音楽の普及」の分野において、彼の改革と「委員会」の提示した具体的な改革案に本質的な共通点が見出されることは注目すべきである。特に、「委員会」が国内の音楽生活の「構造的な欠陥」に向き合うことで諸問題を根本的に改善することを目指したことは画期的で、ランドスキ改革に少なからぬ影響を及ぼしていると考えられる。また「委員会」もランドスキも、当時の文化省の指針である、フランスの文化的名声を示しつつ民主化・地方分権化を図るという「音楽の普及」のために、国家が積極的に介入するべきという考え方を根底に持っていたことが指摘できるのである。

それでは、ランドスキ改革の意義はどこか。音楽政策に関するアイデアと具体策の多くはすでに「委員会」によって用意されていたが、ランドスキはそうした政策の運営面での有効性を再検討し、実施に際して協力者を増やす政治的手腕を発揮したことによって政策を実現させた点に功績があること、が判明した。

本稿では、「委員会」における音楽教育および音楽の普及の観点での議論の流れを分析し、ランドスキが実施した音楽改革

との関連性について考察した。今後は、「委員会」の終了（1964年11月）から音楽課設置（1966年5月）までの間におけるフランス音楽界の動きとランドスキの政策準備内容に関して史料調査を行い、1960年代におけるフランスの「公共政策としての音楽政策」の発展のメカニズムを体系的に考察することを課題とする。

\* 本研究は、2023-2025年度科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）[研究課題番号：23K00247]による研究成果の一部である。

## 注

- 1) LANDOWSKI, Marcel, « Plan de dix ans pour l'organisation des structures musicales françaises (note, le 22 juillet, 1969) » (Extrait de Notes d'information du ministère de la Culture, no.7, 1<sup>er</sup> trimestre 1970).
- 2) この3年間のプロジェクトでの資料情報や報告書は、現在フランス国立公文書館（Pierrefitte-sur-Seine）[資料番号 20160406]に所蔵されて公開されている。2014年にはLEFEBVREが、自身の調査したランドスキの音楽教育政策に関する部分を著書として発表した（LEFEBVRE 2014 (a)）。また当時の音楽状況とランドスキの音楽政策との関係に着目した論文集に、SAEZ 2015がある。
- 3) 「国家による指示と誘導を特長とするフランス独特の経済政策」(長嶋 2018: 71)であるこの5か年計画では、まず政治家と関係各界の代表者が協調して現状の問題分析と解決案の策定を行い、最終的には経済生産と社会的結束という国の目標と照らし合わせて各種事業に優先順位をつけ、設備投資を行う。第4次から第6次にかけての5か年計画は、フランスにおける文化の公共政策や「文化政策」の概念を最初に定義づけた（WANGERMÉE 1991: 30; GIRARD 2001: 499-500）。
- 4) マルローはこの戦略を国会の両議院で明言している（1959年11月、12月）（GIRARD 2001: 499）。
- 5) 1962年6月13日国家委嘱委員会議事録, pp.1-2 (AN: 20160406/2)。なおマルローは「委員会」初回会合で、来年度の音楽予算を少なくとも現状の4倍は請求予定であると発言している（1963年1月28日議事録, p.1）。
- 6) RICHOMME, Véronique. 2007. *Commission nationale pour l'étude des problèmes de la musique en France: chronologie et sources documentaires juin 1962-mars 1965*, 3-5. (AN: 20160406/2).
- 7) 39回分の議事録のうち、第2回会合（1963年2月4日）の議事録の所在が不明である。また議事録には会合の通し番号が記載されているものと記載されていないものが混在している。
- 8) 1959年に文化省が新設されたことで、これまで国民教育省が担ってきた音楽分野の業務の一部が文化省に移管された。そして、文化省は専門機関での音楽教育を、国民教育省は初等中等教育の一環として行われる音楽教育を管轄した。
- 9) 文化省代表としてブテ・ド・モンヴェル、シオアン、ガロワ＝モンブラン、ミュルジエ（MURGIER, ランス市エコール・ノルマル音楽院長）が、国民教育省代表としてアビ（HABY, René, 教育部長兼教育組織・教育プログラム総責任者）、シャイエ（CHAILLEY, Jacques, ソルボンヌ大学教授・大学代表）、ファーヴル（FAVRE, Georges, 教育視学官）、プラネル（PLANEL, Robert, セース高等師範学校音楽教育視学官）が参加している（『報告書』p. 87）。
- 10) この4つの階層に関しては『報告書』本文には明記されていないが、同報告書の要望番号2～5に相当すると思われる。
- 11) ただし『報告書』作成にあたっては第3課程の実質的な集大成として国際コンクールの言及はせず、国際的に通用するキャリアへのほめかしに留めることが確認されている（1964年4月22日議事録, p. 3）。
- 12) EMMAはランドスキが新設した機関で、CNRやENMと同様に国家管理下に置かれるが音楽愛好家育成を主眼とする。
- 13) 「音楽バカロレア導入」は、「委員会」が第6回会合で意見聴取のために招聘したバイヨンス・コート・バス複合施設局長が提案している（1963年3月18日議事録, p. 7）。
- 14) 「委員会」第8回会合でロスタンは作品の上演頻度に関する統計データ（1954-63年）を示し、フランス音楽がパリの4つの交響楽協会のプログラムの中でほとんど演奏されていないことを実証的に明らかにしている（1963年4月1日議事録, p. 2）。
- 15) 1963年1月28日議事録, pp. 4-5, 10; 1963年4月8日議事録, pp. 2,4; 1963年5月27日議事録, p. 4.
- 16) この主張は書面で提示されたものではなく、シオアンがストラスブルでプーレーズと個人的に話をしたときに聞いたこととして口頭で報告されたものである（1963年1月28日議事録, p. 5）。
- 17) シオアンは「委員会」第8回会合で、1つまたは複数の協会が消滅することは就職先を奪われた若い音楽家にとって非常に有害であると指摘し、現行制度の維持を主張していた（1963年4月1日議事録, p. 3）。
- 18) 1963年7月10日議事録, p. 3; 1963年10月31日議事録, p. 2.

- 19) RTFを管轄する情報省は1959年5月21日の報告書ですでに、国営のラジオ局が3つの国営オーケストラと7つの地方オーケストラ団体を保持していることは「今日ではラジオの音楽番組構成にいかなる真の有用性もない」として内部の構造改革を視野に入れていた。そのなかで、音楽の地方分権化に興味を寄せている文化省と地方公共団体と協働する可能性も示唆していた (LE BAIL 2015: 28)。
- 20) この3都市 (リヨン、マルセイユ、トゥールーズ) のラジオ・オーケストラに加えてリールのオーケストラもRTFと契約解除となる。最終的に情報相は、リール、ストラスブル、マルセイユという3つの地方オーケストラを1965年1月1日から削減する決定をする。そして多くの議員が反対運動をしたにもかかわらず、実行された (LE BAIL 2015: 29)。
- 21) 外部に開かれ質の高さを重視した厳格な審査であったが、段階を経て実施されており、パリ音楽院演奏協会団員は早い段階で優先的に審査を受けることができた (LANDOWSKI 1979: 38-39)。
- 22) 運営経費の50%を国家が補助金として負担し、残りの経費のうち33%をパリ市が、17%をセーヌ県が請け負う。
- 23) 1966年1月にレコード会社パテ=マルコーニは、これまで録音で主要な役割を果たしてきたパリ音楽院演奏協会団員に次期契約の報酬額を提示したが、それは音楽家組合が定める最低賃金よりも低かった。そのため音楽家組合はストライキを実施して賃上げを要求した (3月29日から4月1日)。しかしパテ=マルコーニは応じず、代わりにパリ音楽院演奏協会に対して、ストライキで生じた2千万フランの損害賠償を請求した (HOLOMAN 2004: 511-512)。
- 24) 1963年3月25日議事録 p. 5; 1963年5月6日議事録 p. 3; 1963年5月27日議事録, p. 7.

## 引用文献

### [一次史料]

Archives nationales (A.N.) (フランス国立公文書館)

F/21/8718: notes, correspondance, convocations, ordres du jour, procès-verbaux de séances, rapports des membres de la commission, rapport général. 1962-1964.

19950514/24: Commission nationale pour l'étude des problèmes de la musique : Rapport général 1963-64 [sic.].

20160406/2: Étude sur l'action publique de Marcel Landowski dans le domaine de la musique et de l'éducation artistique 1966-1988, Documents de travail du chantier Landowski vol.1.

### [研究論文]

田崎直美 (2021) 「フランス人民戦線政府からヴィシー政権前期にかけての音楽政策 (1936 ~ 1942 年) 試論:連続性の観点より」『音楽芸術マネジメント』第12号, 41-50.

田崎直美 (2022) 「フランス文化省「音楽課」とM. ランドスキの音楽政策 (1966-74 年):ヴィシー政権期以降の政策との関係より」『昭和音楽大学研究紀要』第41号, 34-48.

長嶋由紀子 (2018) 『フランス都市文化政策の展開:市民と地域の文化による発達』美学出版.

CHARENTREAU, Jean-François; JAMET, Dominique. « Éducation artistique et culturelle. » in. WARESQUIEL (dir.) 2001, 244-250.

DURNEY, Daniel. (a) « Conservatoires et écoles de musique. » in. WARESQUIEL (dir.) 2001, 155-157.

DURNEY, Daniel. (b) « Musique (politiques de la) », in. WARESQUIEL (dir.) 2001, 453-458.

FOULON, Charles-Louis. « Des beaux-arts aux affaires culturelles (1959-69) : Les entourages d'André Malraux et les structures du Ministère ». *Vingtième siècle, revue d'histoire*, no.28, 1990, 29-40.

GIRARD, Augustin. « Planification culturelle ». in. WARESQUIEL (dir.) 2001, 499-503.

HOLOMAN, Kern D. *The Société des Concerts du Conservatoire, 1828-1967*. University of California Press, 2004.

LANDOWSKI, Marcel. *Batailles pour la musique*, Paris: Seuil, 1979.

LANDOWSKI, Marcel. « La création d'une politique musicale en France », in. GIRARD, Augustin; GENTIL, Geneviève (dirs.) 1996, 115-121.

LE BAIL, Karine. « La musique sans ministère : de la Libération aux années 1960 », in. SAEZ (dir.) 2015, 21-29.

LEFEBVRE, Noémi. (a) *Marcel Landowski : Une politique fondatrice de l'enseignement musical 1966-1974*. Lyon: Cahiers de recherche du Cefedem Rhône-Alpes. 2014.

LEFEBVRE, Noémi. (b) « La politique d'aménagement musical du territoire de Marcel Landowski ». CANOVA, Nicolas; BOURDEAU, Philippe; SOUBEYRAN, Olivier (dirs.), *La petite musique des territoires : Art, espace et sociétés*. Paris : CNRS Editions, 2014, 149-164.

SAEZ, Guy (dir.). *La musique au cœur de l'État : Regards sur*

*l'action publique de Marcel Landowski*, Comité d'histoire du ministère de la Culture et de la Communication, 2015.

WANGERMÉE, Robert, *Cultural policy in France : European programme for the appraisal of cultural policies*, Strasbourg: Council of Europe, 1991. [WANGERMÉE, Robert, *La politique culturelle de la France*, Ministère des affaires étrangères, ADPF, 1988.]

WARESQUIEL, Emmanuel de (dir.), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*, CNRS Éditions - Larousse-Bordas/HER, 2001.

た ぎ き な お み  
田 崎 直 美 (京都女子大学)